

## 第4回 立川市通学路安全対策検討委員会（緑町地区）

日 時：平成 29 年 9 月 5 日（火） 18:30～19:50

場 所：立川市役所 204 会議室

出席者：

### 【委員】

- 岸田委員（立川警察署）   ■広瀬委員（立川市シルバー人材センター）
- 安田委員（立川市民生委員児童委員 緑町担当）
- 藏重委員（第五小学校）   ■佐藤副委員長（第十小学校）
- 能登委員（第五小学校 PTA） ■友野委員（第十小学校 PTA）
- 平出委員（市道路課）   ■石塚委員（市道路課） ※松本主任が代理出席
- 浅見委員（市交通対策課） ■石堂委員（市交通対策課）
- 浅見委員長（市学務課）   ■田井委員（市学務課）

### 【事務局】

- 武村（市学務課）
- 

### 議事

1. 委員会について
  - (1)挨拶（学務課長）
  - (2)委員会の位置づけ
  - (3)委員自己紹介
  - (4)正副委員長の選出
2. これまでの議論
3. 平成 30 年度第十小学校緑町在住の新入学児童数見込
4. 通学路の安全対策について
  - (1)平成 28 年度要望内容の進捗確認及び課題（ハード面）
  - (2)平成 28 年度要望内容の進捗確認及び課題（ソフト面）
5. 協議
6. 今後の予定

## 1. 委員会について

### (1) 挨拶（学務課長）

平成 30 年度から緑町の通学区域を第五小学校から第十小学校へ変更する。昨年度に当検討委員会を 3 回開催し、児童登下校時の安全対策について協議を進めてきた。昨年からの協議に基づく進捗と事務局案を委員の皆さんにご協議いただき、協議内容を参考に平成 29 年度 12 月補正予算及び平成 30 年度予算に計上していきたい。また今回から立川市民生児童委員緑町担当の安田美和子さんにも委員としてご参加いただくことになった。地域のご意見を賜りたい。

### (2) 委員会の位置づけ

事務局より「立川市通学路安全対策検討委員会設置要綱」を説明。

### (3) 委員自己紹介

委員名簿の順に自己紹介

### (4) 正副委員長の選出

- ・委員長：浅見孝男学務課長
- ・副委員長：佐藤之保第十小学校校長  
を選出。以降は、浅見委員長の進行。

## 2. これまでの議論

事務局より「第 3 回立川市通学路安全対策検討委員会（緑町地区）議事要旨」に基づき、これまでの協議内容、進捗、課題等を説明。

- ・平成 29 年 2 月 11 日に市役所で、通学区域変更に伴う地域向け説明会を開催した。
- ・（ハード面：道路管理者及び警察への要望）  
歩道に設置されている「自転車通行可」標識の「歩行者優先」への変更、「歩行者優先」標識新設を立川警察に要望したところ、立川警察からは、注意喚起の看板等を設置した方が効果的かつ望ましいとの意見が出され、そちらの案を進めていくこととした。
- ・（ソフト面：見守り）  
《定点での交差点見守り》  
《集合住宅の玄関に集合した児童に付き添って登校、学校から集合住宅まで付き添って下校》  
のどちらが良いか議論をした。

## 議事要旨

- ・(ソフト面：「こども 110 番の家」)  
通学路沿い事業所等への協力依頼については、民家が少ないことから、通学路沿い事業所へ「こども 110 番の家」への登録依頼を行う。
- ・(ソフト面：黄色い帽子)  
現状、1年生は被り、学年が上がるにつれて被らなくなる児童が多いが、ガードレールの高さに児童の頭が重なると目立ちにくい。通学区域変更を機に全学年が被るようにしたらどうかという意見があった。

### 3. 平成 30 年度第十小学校緑町在住の新入学児童数見込

事務局より【資料 5】に基づき説明

- ①兄弟が第五小学校に通っていることにより、五小へ入学見込の新 1 年生：12 人
  - ②第十小学校への入学見込の新 1 年生：20 人
  - ③現時点での緑町の平成 30 年度新 1 年生：32 人
- ※①+②=③

#### ※8 月末に締め切った指定校変更（十小から五小）の予備調査結果

	①五小 (指定校変更)	②十小 (学区どおり)	③合計 (①+②)
サンクタス立川	2	5	7
東京消防庁職員住宅	1	3	4
警視庁職員住宅	9	11	20
災害医療センター職員住宅	0	0	0
東京都職員住宅	0	1	1
合 計	12	20	32

#### 4. 通学路の安全対策について

- (1) 平成 28 年度要望内容の進捗確認及び課題（ハード面）
- (2) 平成 28 年度要望内容の進捗確認及び課題（ソフト面）

##### 事務局より【資料5】【資料6】に基づき説明

- ・有償による見守り‘交通ルール指導員’は《付き添い型》を提案したい。
- ・《付き添い型》は‘交通ルール指導員’が児童と一緒に歩いて登校し、各ポイントで合流する方法。

登校時の児童集合場所、待機する指導員人数の案は下記のとおり。3箇所につき、計3人。

- 東京都職員住宅前に1人
- 警視庁住宅の西側に1人
- サンクタス立川 に1人

- ・通学路は、事務局が昨年度に示した案では、  
「災害医療センター北側の東西道路南側歩道を通り、IKEA立川の西側に突き当たった丁字路を北上する」  
経路だった。  
しかし、東京都職員住宅の児童（1名予定）が単独で登下校する距離を短くするために、  
「災害医療センター北側の東西道路北側歩道を通り、警視庁職員住宅と東京消防庁職員住宅に挟まれた道路を北上し、サンクタス立川に向かう」案  
としたい。

- ・（ハード面の安全対策）
  - ・日赤血液センター前交差点の北側と南側に「自転車通行可」の看板が設置済み。「歩行者優先」への変更は難しい（立川警察署）。
  - ・IKEA立川の西側に「自転車スピード落とせ！」「通学路」等の看板設置は、丁字交差点を渡り終えた箇所であり、難しい（市道路課）。なお、交差点手前に「学童横断注意」の看板が設置済み。
  - ・多摩緑第一住宅南東角の丁字交差点には、「止まれ」「横断歩道」「学童横断注意」の看板が設置済み。
  - ・「自治大学前」交差点（サンクタス立川前）には、「左右確認」の看板が4箇所に設置済み。「歩行者優先」標識も3箇所に設置済み。

## 議事要旨

- ・裁判所から市役所までの都道（東西方向）には「歩行者優先」標識が設置済み。歩道も広い。「裁判所前」交差点に進入してくる自転車に注意喚起する看板設置を要望したが、見通しが良いため設置は難しい（市道路課）。
  - ・裁判所西側から多摩都市モノレール本社へ北上する交差点の歩行者横断時間を延ばせないかという要望は、南北方向の横断時間が「3秒」延長された（立川警察署）。
  - ・多摩都市モノレール本社東側を北上する主要市道2-8号線への7「自転車スピード落とせ！」「通学路」等の看板等設置は、設置可能な電柱等がないため難しい。当該道路の途中、「トミンハイム立川泉町」の出入口北側に「歩行者に注意してください」の看板は設置済み。その看板の上に「通学路」等の巻看板を設置することは、自転車走行者の高さと重なってしまうため難しい。
  - ・現在、第十小学校PTAの方が登校時間中に旗振りをしている、立川拘置所やすらぎガーデン横の交差点には、「自転車スピード落とせ！」の看板が設置済み。防護用強化ガードパイプも整備されている。
- ・（ソフト面の安全対策）
- ・通学路周辺の「こども110番の家」に登録されているのは現状、立川拘置所とトミンハイムの2箇所のみ。事務局としては少なくとも多摩都市モノレール本社と地方裁判所へは登録を依頼し、国立国語研究所と自治大学校にも関係課、青少年健全育成地区委員会等関係機関と連携して依頼したい。

### 【E委員】

- ・第十小学校では、学区変更に関する教育活動も含めた資料を作成している。
- ・「施設や消耗品の購入についての対応」、「児童への指導事項の検討」が特に大切で、学校では安全指導を徹底する。緑町の児童へは年度当初に登下校の安全指導をしていく。子どもの安全については保護者にもしっかり見ていただきたいので、希望される保護者にも上記安全指導に参加してもらいたい。
- ・下校後の生活指導も大切。登下校の見守りも保護者にもご協力をいただきたい。現状では見守り活動の実施はすぐには厳しいがご理解を頂ければありがたい。
- ・危機管理体制も大切。「朝、子どもが家を出たけれども学校には来ていない」という事例が何件も起きている。その場合、授業がない教員を総動員して探しに行くが、広い範囲で起きた時が大変。20時に家に帰った保護者が家に子どもがいないことに気づき、連絡を受けて探し回ったところ友達の家に行ったということが昨年実際にあった。

## 5. 協議

### 【委員長】

- ・事務局案をもとに実態に即した意見を賜りたい。
- ・協議を参考に予算要求作業を進めていく。
- ・11月25日開催予定の説明会でも、協議の経過を説明する。

### ◎協議の要点

- ・《付き添い型》と《定点型》を併用できるのが理想的
- ・4～5月、もしくは4～6月の学期当初は見守りを手厚くできるのが理想
- ・《付き添い型》  
市の臨時職員として雇用（シルバー人材センターでは、付き添いができない）
- ・《定点型》  
立っている時間を決めておくことで、遅刻児童への対応も可能  
シルバー人材センターで可能
- ・《付き添い型》《定点型》ともに、見守り人員の確保が課題

以下、協議の経過を記載。

### ◎《付き添い型》について

#### 【E委員】

- ・現状、第十小学校では集団登校をしていない。
- ・心配なのは、遅刻等で遅れてくる児童への対応。その児童が一人で登校することになるのでは？と心配。
- ・‘付き添い型’による見守りでは、集合地点で待つ‘交通ルール指導員’に欠席の連絡を伝えることが難しい家庭もあることに留意が必要。
- ・集合時間を決めて、「〇時になったら出発」と決めておくのが良い。
- ・ただし、より安全なのは‘付き添い’。

#### 【B委員】

- ・《定点型》は必要な人数が多くなり、人数を確保できない恐れがあるので、《付き添い型》が望ましいと考えていた。《付き添い型》なら3人程度と人数も確保しやすい。シルバー人材センターの上部機関にも確認したが、《付き添い》は‘警護’にあたり警備業法に違反する。よって、《付き添い》業務はシルバー人材センターでは不可能。
- ・付き添いの人員はシルバー人材センター会員が担う場合でも、市の臨時職員として雇用してもらうのが良い。指示命令も市で担っていただきたい。

#### 【委員長】

- ・誘導して連れていく‘付き添い’型は警備業法に違反するため、その場合の見守り要員は市の臨時職員として雇用する方向で考えている。

◎《定点型》について

【E委員】

- ・‘定点’で時間まで児童を待つ方式であれば、‘定点’立地時間（何時から何時まで）を学校が把握していれば良いので、遅刻等児童への対応もできる。
- ・「あの交差点に行けば何時から何時まで‘見守りの人’（交通ルール指導員）が立っているということ」を、児童が知っている。
- ・交通ルール指導員が携帯電話を持ち、学校と連絡を取り合える状態が望ましい。「保護者から連絡なしで児童が登校せず」という事態が少なくない。「この児童は欠席連絡があったから大丈夫」という体制があると安心。

←【委員長】

- ・行政で専用の携帯電話を用意することも考えたい。

←【E委員】

- ・携帯を所持した‘指導員’に欠席連絡があった場合も、必ず学校にも連絡してほしい。

【B委員】

- ・《定点型》はシルバー人材センターとして業務受託は制度上可能。通学区域変更となる来年4月から一定期間継続してみたらどうか。

◎見守り全般について

【委員長】

- ・昨年の要望にもあるが、《付き添い型》の指導員に加えて、交差点《定点》での見守りを併用するのはどうか。特に年度当初は手厚く。必要なくなったらどうするかというのはその時に考えればよいと思う。ただし、予算面等で調整が必要なので現時点では確約できない。

【B委員】

- ・《定点型》と《付き添い型》の2つに分けて業務をイメージしてみたらどうか。

【B委員】

- ・ポイントで待っている人にプラス1人を付けて、遅刻の子がいるかいないか確認し、いたら待っている。それを学校と連絡を取り合うということではどうか。

【E委員】

- ・学校が欠席を把握している場合もあるし、朝は個別に連絡を取り合っているので待機者と連絡を取り合うのはかなり負担。
- ・定点の危ない位置に人がいるという方法がより良い。見守りの良さは子供たちに付き添っているということ。付き添うということは、例えば一人が遅れても、それが

## 議事要旨

複数になったら対応できること。インフルエンザやノロウイルスが発生した場合、相当数の児童が欠席する。欠席の情報をその都度（見守りの指導員と学校がやり取りするのでは間違いが起きやすい。やはり単純に定点でいつも人が見ているということの方がシンプルで無理がない。Aという場所に7時30分から8時30分まで人が立っていることを子どもたちが認識を持てば目印になり、欠席云々の問題は関係なくなる。定点を離れる時に学校に連絡を入れてもらい、問題なければ離れていただくという方法が良い。登校時に例えば5人でスタートし、定点に着いたら1人ずつ見守りに立ち、学校へは児童と見守り人員2人（人数は例）で登校するという方法はどうか。

### 【委員長】

- ・それならば最初から定点で立っていて、プラス付き添って登校するという方法と人数は変わらない。立っているポイントも最大で6か所。定点6か所で立っているということで、シルバー人材センターで人数を確保できるか。

### 【B委員】

- ・正式に決まった人数で募集をかけるので、即答はできない。

### 【委員長】

- ・事務局案は遅刻が無いという前提だったが実情はどうもそうではないようだ。時間を決めてポイントで立って子供たちを見守るという方法《定点型》のほうがより人的面では負担が少ないようだ。この場ではシルバー人座センターの方もご返事は難しいだろうから、後日佐藤副委員長とも個別に相談し、決まったことをメール等でお知らせするというところで今日のところはいかがか。

### 【一同】

- ・了解

### 【C委員】

- ・横断歩道に人がいて、付き添いの人がいるなら安心だ。ただし今までより遠くなるのでかなり早く家を出る方が多いかもしれない。最初にうちは両方併用が良い。保護者にとっても初めてのことなので、最初は手厚くしていただきたい。

### 【委員長】

- ・最大の課題は必要な人数が集まるか。皆さんにも人が集まらない時は募集等でお力添えを頂ければありがたい。

### 【F委員】

- ・当初は手厚くしてもらおうとありがたい。登校時は良いが下校時が不安との声もある。現在もIKEAの所くらいまで見送っているお母さんも結構いる。皆が集まる場所まで見送ってくださいと入学時に伝えるのも良いかもしれない。校外さんにも立ってもらおう。第五小学校では、警察の住宅で校外さんが子ども会をやっていて春休



み中に子どもたちを連れて登下校の訓練をやっている。登校時間に合わせて歩いたりもしている。そういう訓練の方法もあるのだと思う。

◎見守りについての留意事項等

【E委員】

- ・私が気になるのは遅刻児童のこと。

【G委員】

- ・我が子のことだが、かなり早く登校する。開門前に到着している。

【E委員】

- ・8時15分には教室に入っている必要があるので、開門の7時50分から8時15分までに児童の登校は集中する。7時50分より前は、門は開いているが昇降口は閉まっている。
- ・保護者から誘導員に遅刻の連絡を入れてもらうのは難しい。
- ・一番遠い家で約2キロ。子どもだと45分から1時間弱かかると想定している。

【G委員】

- ・今年も夏は暑かったので働く方にも暑さ対策の配慮があると良い。また誘導の際も日陰を歩いてもらうなど、子どもへの配慮もしてもらいたい。

◎遅刻者等への見守り対応について

【E委員】

- ・遅刻者がゼロということはないし、携帯電話があっても保護者と直接やり取りしても、言った言わないになることもあり、責任の所在を明確にするのは難しい。出欠席については学校が責任をもちたい。

◎見守りの期間について

【C委員】

- ・誘導員の配置は、どのくらいの期間を考えているのか。

【委員長】

- ・現時点で最低でも言えることは平成30年度は年間を通じて実施したいということ。最低でも5年できればというのが事務局の思い。予算編成が年度毎であることから、状況をみながら年度毎に更新していく。

◎ハード面の安全対策について

【委員長】

- ・看板等の設置は安全上、これ以上は難しいと事務局より説明させていただいた。

【C委員】

- ・「自治大学前」交差点の東西歩行横断時間を伸ばすことはできないか。現状の45秒は大人でも余裕がない。

※東西方向：「サンクタス立川」⇔自治大学校

←【委員長】

- ・昨年には要望が出ていなかった事項なので、立川警察に要望する。

◎地域団体との連携について

【C委員】

- ・緑町は今まで青少年健全育成地区委員会高松町地区と連携してきた。第十小学校地区の情報が入らないので、次回委員会からは青少年健全育成地区委員会の柏町地区委員長にも参加していただいた方がよい。通学区域変更に向けて、高松町地区と柏町地区、両方の青少健と連携していく必要がある。

←【委員長】

- ・次回からは青少年健全育成地区委員会の柏町地区委員長にも参加していただくように依頼する。

6. 今後の予定

- ・11月25日（土）に、通学区域変更に関する説明会を開催する。
- ・次回の当委員会は4月下旬に開催し、通学区域変更後の見守りについて状況を確認し、改善すべきところを改善する。